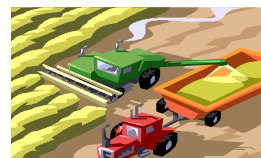


## 地域水田農業活性化緊急対策が決定されました！

19年産の米価は、米の消費量が年々減少（9万ト、程度）する中で、生産調整の取組が十分でないこと等から、大幅に下落する異常事態となっています。このような状況を改善し、地域全体として生産調整目標を達成するため、19年度の国の補正予算で「地域水田農業活性化緊急対策」が決定されました。米以外の作物や非主食用米の生産に挑戦しましょう！



### 地域水田農業活性化緊急対策の概要

1. 生産調整の拡大を図る農業者の方に、緊急的に一時金を支払います。（この一時金は契約当初1回限りの支払です。）
2. 一時金は、以下の2つの取組を対象として、地域水田農業推進協議会と契約を締結した農業者に対して支払われます。

#### 長期生産調整実施契約

【概要】  
20年産以降、麦・大豆、飼料作物等により生産調整を拡大する契約（5年契約）を締結

【交付額】  
19年産の生産調整実施者  
5万円/10a  
19年産の生産調整非実施者  
3万円/10a

#### 非主食用米低コスト生産技術確立試験契約

【概要】  
20年産以降、非主食用米（飼料米、バイオ米等）の低コスト生産技術の確立試験に取り組む契約（3年契約）を締結

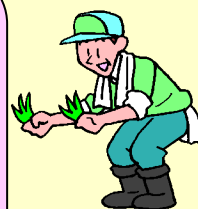
【交付額】  
20年産の試験圃場面積（生産調整拡大分）  
5万円/10a

交付金は、20年3月末に一時金として支払われます。（1回限りの支払で契約期間中、毎年交付はされません。）

助成対象となる面積は、20年産で生産調整を拡大する部分が対象です。

（19年産までの生産調整部分は対象となりません。また、契約期間中に生産調整を実施されなくなった場合は、一時金は返還となります。）

地域水田農業推進協議会との契約は、20年2月末までには締結して下さい。



この対策の内容等に関し、ご不明な点がございましたら、各市町村の「地域水田農業推進協議会」（市町村・JA等）またはお近くの農政局（農政事務所、地域課）まで、お気軽にご相談ください。